

# 八代市管内の保育所等における新型コロナウイルス感染症の

## 対応について

令和2年（2020年）7月31日現在

- (1) 子ども・職員が新型コロナウイルス感染者と確認された場合
  - ① 直ちに臨時休園とする。  
なお、臨時休園の期間及び範囲について県と協議の上、市が決定する。
  - ② 保育所等は、保健所の指示に従い施設内の消毒を行う。
  - ③ 当該子ども・職員は、治癒するまでの間、登園停止・出勤停止とする。
  
- (2) 子ども・職員が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定された場合  
市は、当該子ども・職員の登園や出勤の自粛を要請する。  
なお、自粛期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
  
- (3) 子ども・職員の同居者が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と特定された場合(子ども・職員本人が濃厚接触者と特定されていない場合)
  - ① 市は、当該子ども・職員の登園や出勤の自粛を要請する。
  - ② 同居者のPCR検査の結果が陰性と確認された場合は自粛要請を解除する。
  
- (4) 地域で新型コロナウイルスの感染が複数確認された場合  
県と協議の上、感染者がいない保育所等でも臨時休園を行うことがある。
  
- (5) 子どもに発熱、咳や息苦しさ等の症状、機嫌の悪さや食欲低下等の体調不良が一つでも見られる場合  
症状が改善するまでの間、登園自粛を要請する。  
ただし、過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間とする。

※本対応については、今後の感染拡大の状況や医学的見地の情報で変更する場合がある。